

なでしこ運動広場自動販売機設置場所 の貸付け入札案内書

開札日時 令和7年5月26日(月) 午前11時から

受付期間 令和7年4月25日(金)から同年5月14日(水)

秦野市文化スポーツ部スポーツ推進課

目 次

1	貸付物件	・・・	1
2	入札参加資格	・・・	1
3	契約に当たっての主な条件	・・・	2
4	申請方法等	・・・	6
5	入札参加資格の確認等	・・・	7
6	入札、開札の日時及び場所等	・・・	7
7	契約の締結	・・・	9
8	その他	・・・	10
9	入札に関するお問合せ	・・・	10

なでしこ運動広場自動販売機設置場所の貸付け入札案内書（案）

秦野市では、飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置・運営する事業者を選定するため、一般競争入札を実施します。

入札に参加を希望する方は、この案内書を御覧いただいたうえで、参加してください。

1 貸付物件

（物件番号 1）

所在	秦野市上大槻190番地
設置場所	なでしこ運動広場西側（管理事務所前）
設置台数	1台
貸付面積	1.4㎡
備考	貸付面積は概算。転倒防止器具、放熱スペース、容器回収箱の設置に必要な面積とする。

※ 施設の概要及び詳細な貸付場所については、別紙「物件個別明細書」及び「貸付場所位置図」を参照してください。

※ 貸付場所を確認する場合は、スポーツ推進課に連絡した後にお願いします。

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務において、法令等を遵守し、自ら管理し、及び運営する3年以上の実績を有していること。
- (4) 国税、県税及び秦野市税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属している者でないこと。
- (7) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例18号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条に違反した者でないこと。

3 契約に当たっての主な条件

(1) 契約の内容

地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の4第2項第4号の規定に基づき秦野市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行います。

(2) 貸付期間

貸付期間は令和7年6月16日から令和10年3月31日までの約2年10か月間とし、貸付期間の更新は行いません。

(3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）とします。

本市が設定する最低貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札した者を設置事業者と決定します。

(4) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月15日までに報告書を本市に提出することとし、本市が各期最終月の翌月末日までに発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を本市が指定する期日までに支払うものとします。

(5) 費用負担区分

次のとおりとします。

ア 自動販売機等の設置経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、全て設置事業者の負担とする。

イ 電気料

設置事業者は、電力使用量計測用子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料について、本市が指定する期日までに納入すること。

(算定式：月額電気使用量＝電気料単価（税込）×個別メーターの月間消費電力量)

ウ 違約金

設置事業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借機関の契約履行ができなくなったときには、秦野市が算定した違約金について、秦野市が指定する期日までに納入すること。

(算定式：違約金＝現年度平均売上金額（税込）×0.1×契約不履行月数)

なお、契約不履行月数とは、契約履行が出来なくなった日の属する月から契約満了月までの期間を指す。

ただし、契約履行開始から1か月に満たない期間に契約履行が出来なくなった場合には、令和5年度契約していた自動販売機の月平均売上金額を参照して算定を行う。

(算定式：違約金＝令和5年度月平均売上金額（税込）×0.1×36月)

(6) 自動販売機の仕様

次の条件を満たすものとします。

ア デザイン

なでしこ運動広場の景観と調和するデザインとすること。

イ 販売品目

(ア) 飲料を販売すること。

(イ) 飲料の販売品目は、缶、ビン、ペットボトルなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

(ウ) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

ウ 利用者への配慮

新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

エ 環境対策

貸付物件が自治体の公共施設内にあることを考慮し、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

オ 安全対策

日本工業規格の据付基準や日本自動販売機システム機械工業会の自動販売機備付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

カ 防犯対策

偽造通貨の使用による犯罪の防止に努めるとともに、「自動販売機堅牢基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(7) 維持管理

次の条件を満たすものとします。

ア 商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。

イ 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ったうえ、周辺の清掃をすること。

ウ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については施設管理者の指示に従うこと。

エ 関係の法令及び条例を遵守するとともに、本市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題ないか確認すること。

カ 自動販売機設置に伴う事故については、秦野市の責めに帰する場合を除き、設置事業者がその費用と責任において解決すること。

キ 自動販売機の故障や問合せについては連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

ク 自動販売機に係る盗難等により、商品及び設置機器が汚損又は損傷した時は、設置事業者の責任において対応すること。

ケ 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。

(8) 使用上の制限

次の条件を満たすものとします。

ア 貸付物件を自動販売機の設置以外の目的に使用しないこと。

イ 本市の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸しないこと。

(9) 現状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、本市が指定する期日までに設置事業者の費用負担により原則として、現状回復することとします。

(10) 貸付契約の取り消し

貸付期間内であっても、その設置場所を本市において使用する必要が生じたとき又は設置条件に違反する行為が認められるときは、貸付契約を取消することができることとします。

4 申請方法等

(1) 受付期間

令和7年4月25日（金）から同年5月14日（水）まで
午前9時から午後5時まで（土日祝及び平日正午から午後1時を除く。）

(2) 提出場所

秦野市平沢148番地 カルチャーパーク管理事務所 2階
文化スポーツ部スポーツ推進課
※書類を直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送により、
提出してください。

(3) 提出書類

- ア 入札参加申請書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - (ア) 個人の場合
 - 身分証明書（運転免許証又はマイナンバーカード）
 - (イ) 法人の場合
 - 登録事項証明書（履歴事項全部証明書等）
- エ 国税、県税及び市税の滞納がない証明書（いずれも発行から3か月以内）
- オ 自動販売機の設置実績報告書（第3号様式）
- カ 設置予定している自動販売機の規格及び仕様がわかる書類（カタログでも可）

(4) 質問書及び回答について

ア 質問期間

令和7年4月25日（金）から同年5月14日（水）まで

イ 質問提出方法

質問書（第4号様式）を4(2)に記載の場所に持参するか、郵送、FAX又は電子メールでの送付とします。

なお、送信・送付後、電話にて到達確認を行ってください。

ウ 質問者への回答

質問者に対し、FAX又は電子メールにて回答します。

なお、必要に応じてその他の入札参加希望者に対しても、質問回答内容をホームページ等でお知らせすることとします。

5 入札参加資格の確認等

上記4(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和7年5月16日（金）までに、入札参加希望者に結果を書面（第5号様式）で通知します。

なお、入札書（第6号様式）は、秦野市ホームページから入手してください。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

6 入札、開札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出

ア 「入札書(第6号様式)」には、必要事項及び貸付料率をパーセント（小数第2位まで）で記載してください。

なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません。）の割合とします。また、「入札用封筒の記載例（記載例1）」のとおり同封し、「入札書の入った封筒の封入の仕方

(記載例2)」により、直接持参若しくは一般書留又は簡易書留による郵便で令和7年5月23日(金)までに「秦野市平沢148番地カルチャーパーク管理事務所 2階 文化スポーツ部スポーツ推進課」に提出してください。

イ 代理人による入札の場合は、委任状(任意様式)を提出し、入札してください。

ウ 入札参加者はいつでも辞退することができますので、希望する場合は入札辞退届(任意様式)を提出してください。

(2) 開札日時

令和7年5月26日(月)午前11時から

(3) 開札場所

秦野市カルチャーパーク管理事務所2階 会議室

(4) 開札の立会いについて

立会いを希望する場合は、事前にスポーツ推進課まで御連絡ください。立会いについては、代表者以外でも構いません。また、このとき委任状は不要ですが、本人確認できるもの(運転免許証等)を提示していただきます。

立会い希望がない場合については、入札事務に関係のない市職員が立会い、開札を執行します。

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時まで所定の場所に提出のない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

オ 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

- カ 記名のない入札
- キ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- ク 入札書の料率の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ケ 最低料率未満の入札
- コ その他入札条件に違反した入札

(7) 落札者の決定

- ア 最低貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。落札者には、別途電話等でお知らせします。
- イ 同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、スポーツ推進課より別途連絡し、後日、入札参加者立会いのもと「くじ」によって落札者を決定します。
- ウ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(8) 入札結果の公表

入札の結果については、落札者名、落札料率及び入札参加者数を秦野市ホームページ等で公表します。

7 契約の締結

(1) 貸付契約の締結

落札決定の日から起算して10日以内に行います。この期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。

なお、貸付契約書（案）は別紙のとおりです。

(2) 契約に係る経費負担

本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(3) 契約保証金

免除します。

8 その他

- (1) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合は、説明を求め、又は実態調査を行うことがあります。
- (2) 提出された資格確認資料は、返却しません。
- (3) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することとはしません。
- (4) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合でも契約内容を引継ぐものとします。
- (5) 入札参加資格を有すると認められた者が2社（者）に満たないとき、入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがあります。この場合において、入札参加資格を有する者は意義を申し立てること及び入札に要した費用を本市に請求することはできません。

9 入札に関するお問合せ

秦野市役所 文化スポーツ部 スポーツ推進課

スポーツ推進担当

郵便番号：257-0015

住所：秦野市平沢148番地

電話番号：0463-84-2795

FAX：0463-73-6461

電子メール：sports@city.hadano.kanagawa.jp